

## 東京都は環境確保条例で

アイドリング・ストップを義務付けています。

### ■運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車又は停車するときは、エンジンを停止する(アイドリング・ストップ)義務があります。原動機付自転車も対象です。

### ■事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車の台数には関係ありません。

〔例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など〕

### ■20台以上の駐車場設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などにより、アイドリング・ストップの周知をする義務があります。

#### ■条例違反には■

- ・義務違反者に対して必要な措置をとるよう勧告します。  
(第56条)
- ・勧告に従わないときには、違反者の氏名などを公表します。  
(第156条第1項)

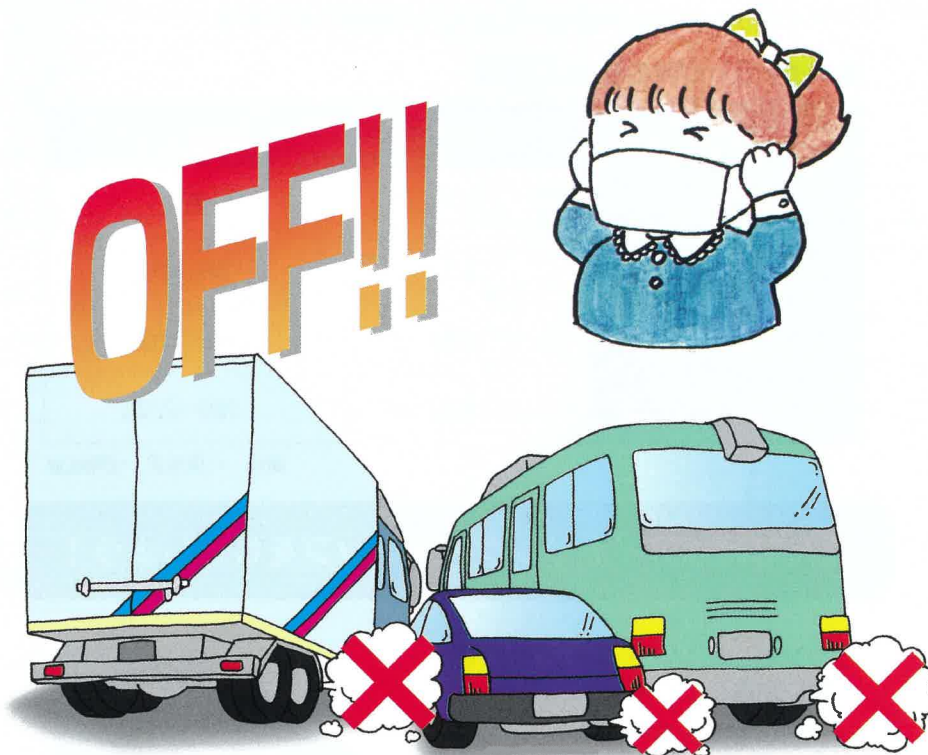
#### ■問い合わせ先■

東京都環境局 環境改善部 自動車環境課  
ディーゼル車規制相談窓口 電話 03-5388-3528  
環境局ホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp>  
自動車環境課Eメール S0000628@section.metro.tokyo.jp

令和7年作成

# アイドリング・ストップ

～駐停車時のエンジン停止をお願いします～



## アイドリングはあなたの知らないうちに、 こんなに迷惑をかけています。

- ・自動車の排気ガスには、大気汚染の原因となり、健康に悪影響を与える物質が含まれています。
- ・アイドリングによって二酸化炭素が発生し、地球温暖化につながります。
- ・アイドリング時の騒音や悪臭は周囲の迷惑になります。

### ■アイドリング時の排出ガス量■

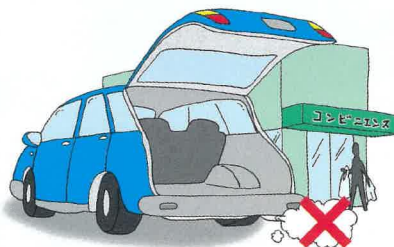
| 10分間あたり                | 窒素酸化物排出量 ※1 | 二酸化炭素排出量<br>(炭素換算) ※2 |
|------------------------|-------------|-----------------------|
| 乗用車<br>(ガソリン車)         | 0.05g       | 90g                   |
| 小型トラック<br>(2t積ディーゼル車)  | 3.2g        | 58~87g                |
| 中型トラック<br>(4t積ディーゼル車)  | 4.8g        | 94~120g               |
| 大型トラック<br>(10t積ディーゼル車) | 5.1g        | 160~220g              |

資料 ※1東京都 ※2環境省

## こんな時はアイドリング・ストップをしましょう！

- ・コンビニエンス・ストアなどで買い物をしている間
- ・駅前などで人を待つ間
- ・荷物の積卸し・荷待ち・工事待ちなどをしている間
- ・休憩をしているとき
- ・暖機運転が長くなったとき

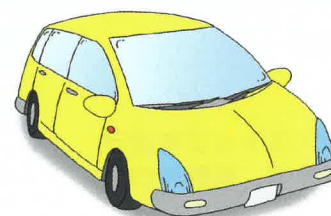
etc.



◇地球温暖化防止の一助となります!!

## アイドリング・ストップで、 こんなに燃料の節約ができます。

### ■例えば毎日30分ずつ、1年間アイドリング・ストップをした場合■



乗用車なら  
(ガソリン)  
**約150リットル**  
**約24,000円**  
※単価160円の場合

CO<sub>2</sub>  
排出削減  
**約348kg**



大型トラックなら  
(軽油)  
**約300リットル**  
**約42,000円**  
※単価140円の場合

CO<sub>2</sub>  
排出削減  
**約774kg**

### ■アイドリング・ストップの対象から除外される場合■

- ・信号待ちなど、道路交通法の規定により停止する場合
- ・交通の混雑など、道路または交通の状況により停止する場合
- ・人の乗降のために停止する場合
- ・冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- ・緊急自動車を用務のために使用している場合 etc.